

名古屋市空家等対策計画 (案)

平成29年9月

名古屋市

目次

第1章 はじめに

1	はじめに～計画策定の目的～	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	2

第2章 空家等の本市の現状と課題

1	本市の現状	4
2	本市の空家等の状況	6
3	自然災害	13
4	市政アンケート調査の結果	14
5	取り組み状況	16
6	課題	18

第3章 方針・方向性

1	基本的な方針	19
2	調査に関する事項	23
3	所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項	23
4	空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項	27
5	特定空家等に対する措置その他特定空家等への対処に関する事項	29
6	相談への対応に関する事項	32
7	空家等に関する対策の実施体制に関する事項	36
8	その他	37

第1章 はじめに

1 はじめに～計画策定の目的～

名古屋市では平成28年5月1日現在で人口が230万人を超え、政令指定都市（20市）の中では、横浜市、大阪市に次いで3番目となっています。

しかしながら、平成25年からは死亡数が出生数を上回る自然減となり、転入数が転出数を上回るなどの社会増で人口を増やしている状況です。

今後は少子化・高齢化の進行などにより人口が減少していくものと考えられ、住宅に関して言えば建築物の老朽化、社会的ニーズの変化等に伴い居住その他の使用がなされていない空家等が増加していくと見込まれます。

その中で、適切に管理が行われていない空家等が防災、防犯、衛生、景観等様々な面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民から通報・相談などが市役所・区役所などに寄せられています。

そこで名古屋市においては、問題が多岐にわたり、専門的な対応が必要である空家等対策について、平成26年2月定例会において議員提出による「名古屋市空家等対策の推進に関する条例（以下「空家条例」という。）」（平成26年4月1日一部施行、同年7月1日全面施行）が成立し、国においては「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家特措法」という。）」（平成27年2月26日一部施行、同年5月26日全面施行）が成立しました。

同趣旨の法律の施行に伴い、平成27年9月定例会において、法律の規定に合わせる形で、条例の一部改正を行い、管理が不適切な空家等に対する措置は原則、法律に基づいて行うこととなりました。

こうした中で、本市における空家等対策の方針、方向性を明確化し、空家等対策をより効果的・効率的に推進していくために、「名古屋市空家等対策計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

「名古屋市空家等対策計画」は、空家特措法第6条第1項及び空家条例第6条第1項に規定する計画であり、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、国の基本指針に即して策定する計画です。

(2) 他計画との連携等

「名古屋市基本構想」のもとに、まちづくりの方針・めざす都市の姿・重点戦略などを「長期的展望に立ったまちづくり」に示し、そのもとに「都市像の実現に向けた施策・事業」を総合的・体系的に示した計画として、平成26年10月に「名古屋市総合計画2018」（以下「総合計画」という。）が策定されました。

「名古屋市空家等対策計画」も、総合計画を支える個別計画の一つであり、整合性を図りながら、空家等対策を推進していきます。

また、住生活の質の向上に対して「住まい・まちづくり」を中心とした切り口から取り組む「名古屋市住生活基本計画」などとも連携し、空家等対策を推進していきます。

3 計画期間

平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

ただし、各種統計調査の結果や、空家特措法の見直し、社会情勢の変化などにより、本計画の見直しの必要性が高まった場合には、適宜見直しを行うこととします。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
名古屋市空家等対策計画	状況等の変化によっては、計画期間中の見直しの可能性もあります。				

(他計画の掲載内容)

◆名古屋市総合計画2018

「施策43 地域主体のまちづくりをすすめます」より抜粋

4 区の総合行政機能の強化によるまちづくり・魅力づくりの推進

空家等対策の推進

空家等の適切な管理の推進および活用を促進するため、所有者等に対し適切な管理につとめるように促すとともに、情報提供その他必要な支援を実施

◆名古屋市住生活基本計画

「施策18 空家等対策の実施」より抜粋

- 適切な管理が行われていない空家等のうち、保安、衛生等の面で周辺に危険や悪影響を及ぼす特定空家等については、各区役所と関係部署が連携・協力しながら、その対策を実施します。
- 特定空家等のうち、老朽化等により腐朽及び破損の状態が著しく、周辺に著しい保安上の危険を及ぼしている家屋等については、国の補助制度を活用し、除却費の一部を助成することにより所有者による除却を促進します。
- 特定空家等の発生を未然に防止するため、空き家も含めた既存住宅ストックの適切な維持管理や利活用を促す情報提供や相談受付などを通じて、良好な住環境の形成を図ります。

第2章 空家等の本市の現状と課題

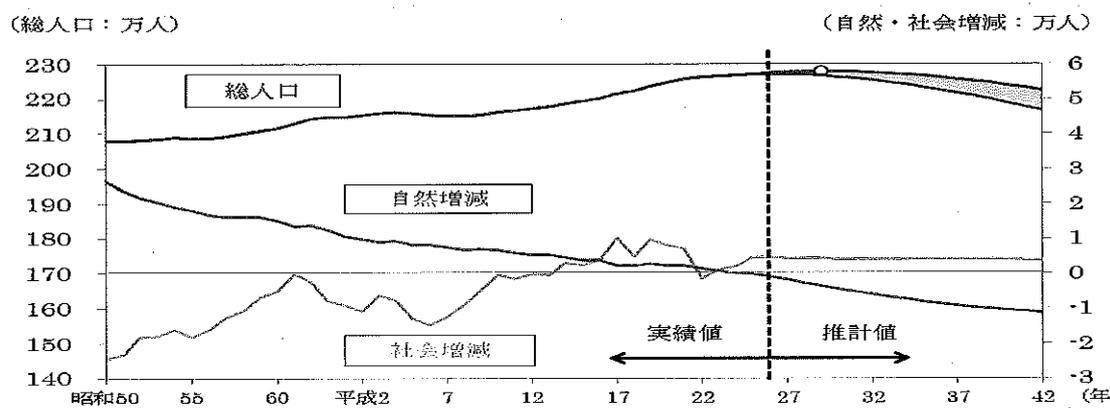
1 本市の現状

(1) 人口・世帯数

名古屋市では平成28年5月1日現在で人口が230万人を超えて、政令指定都市（20市）の中では、横浜市、大阪市に次いで3番目です。

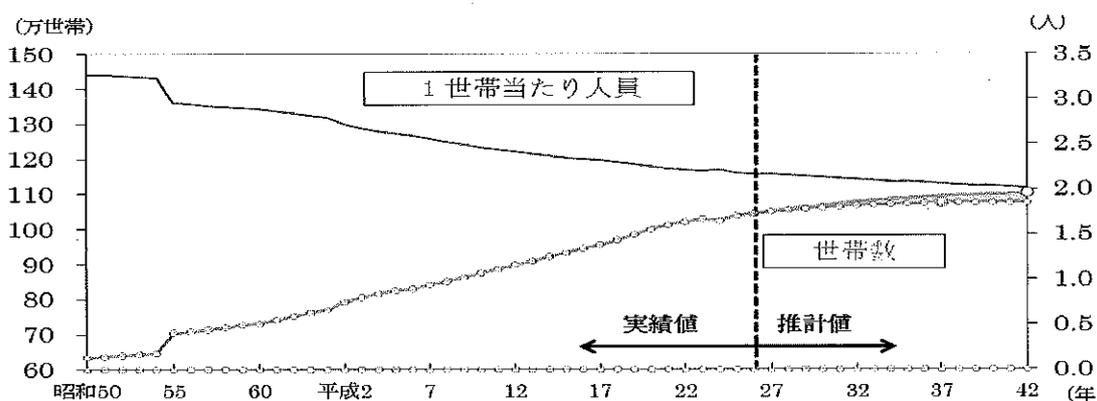
出生数から死亡数を引いた自然増が縮小する中で、転入数が転出数を上回るなどの社会増で、人口を増やしている状況です。

本市では、平成25年には死亡数が出生数を上回る自然減となり、高齢者の増加が一段と見込まれ、少子化・高齢化が今後も続き、近い将来、人口が減少していくことが考えられます。



名古屋市総合計画2018（総人口の推移と推計）より

世帯数は世帯規模の小型化、単身世帯の増加などにより増加傾向が続いており、今後も増加することが見込まれます。

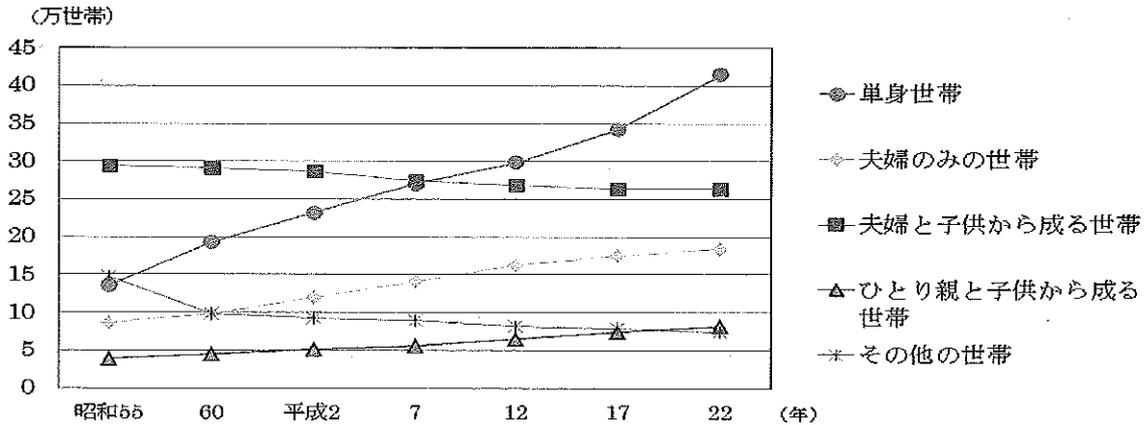


名古屋市総合計画2018（世帯数の推移と推計）より

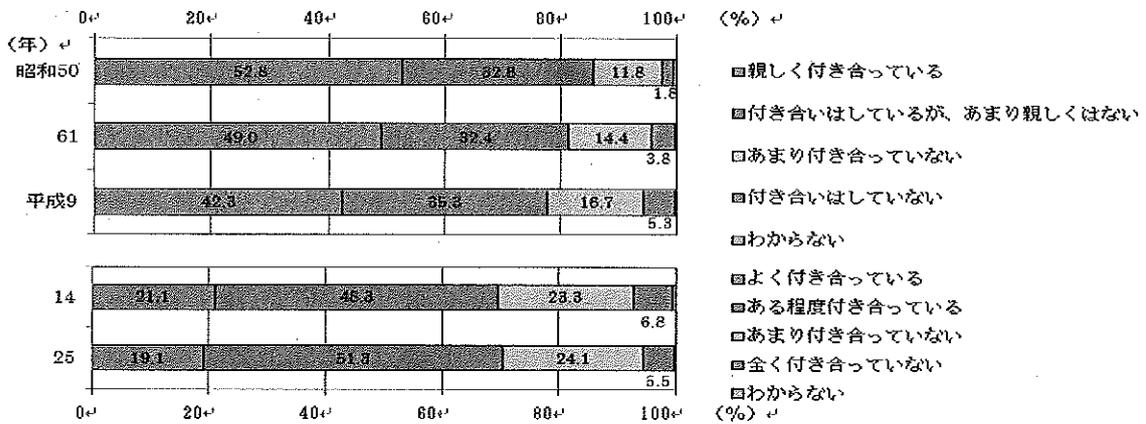
(2) 価値観・ライフスタイルの多様化

価値観やライフスタイルが多様化する中で、家族や世帯のあり方や人との繋がりが変化しています。

以前は8割程あった近隣・地域での繋がりも、平成25年時点では7割程度に落ち込んでいます。



名古屋市総合計画2018（本市における家族類型世帯数の推移）より



備考

- 昭和50、61、平成9年は、「あなたは、近所付き合いをどの程度していらっしゃいますか。この中ではどうでしょうか。」という問いに対し、回答した人の割合
- 平成14、25年は、「あなたは、地域での付き合いをどの程度していますか。この中から1つだけお答えください。」という問いに対し、回答した人の割合

名古屋市総合計画2018（地域における人と人とのつながりの希薄化）より

単身世帯の増加、近隣・地域での繋がりが低下すると、例えば近隣と全く付き合いがないという単身世帯の方が、施設や病院など長期に入所・入院した場合、不在となった家屋が腐朽・破損して、周囲の住民の方から所有者等に対して何らかの対応を依頼する場合に、どこに連絡するかが分からず、家屋の腐朽・破損が進行してしまい、空き家が問題化するという事も考えられます

2 本市の空家等の状況

(1) 住宅・土地統計調査より

総務省が平成25年に実施した住宅・土地統計調査によれば全国の空き家の戸数は約820万戸（住宅全体に占める割合は13.5%）と推計されており、そのうち、二次的住宅、賃貸用や売却用を除いた「その他の住宅」は約318万戸（住宅全体に占める割合は5.3%）です。

平成27年度に策定された国の「住生活基本計画」によると、平成35年には「その他の住宅」が500万戸となる見込みとする民間シンクタンクの予測についての記載もあり、「その他の住宅」は今後増加することが見込まれます。

住宅・土地統計調査における「空き家」は、

・「二次的住宅」

別荘や普段住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊りするなど、たまに寝泊りしている人がいる住宅。

・「賃貸用又は売却用の住宅」

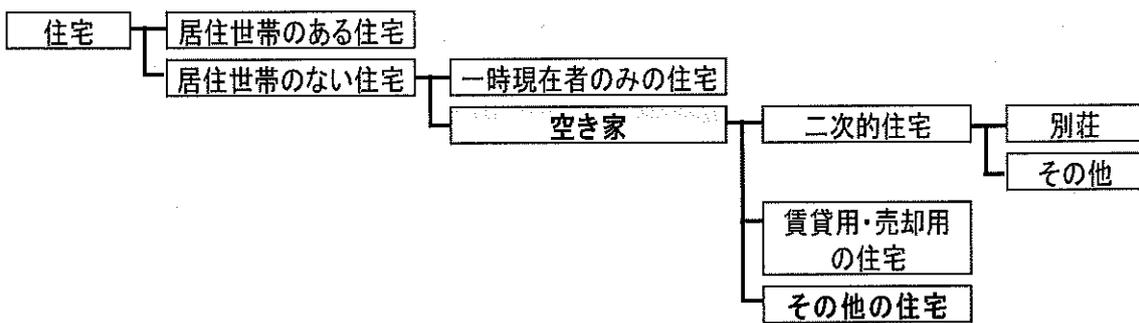
新築・中古を問わず、賃貸又は売却のために空き家になっている住宅。

・「その他の住宅」

転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅。

とされています。

(参考図)



名古屋市内の空き家は約16万8千戸（住宅全体に占める割合は13.2%）と推定されています。

空き家の内訳は、「賃貸用又は売却用の住宅」が約12万4千戸で、空き家全体の約7割を占め、「その他の住宅」は約4万1千戸余（空き家全体の2割超）となっています。

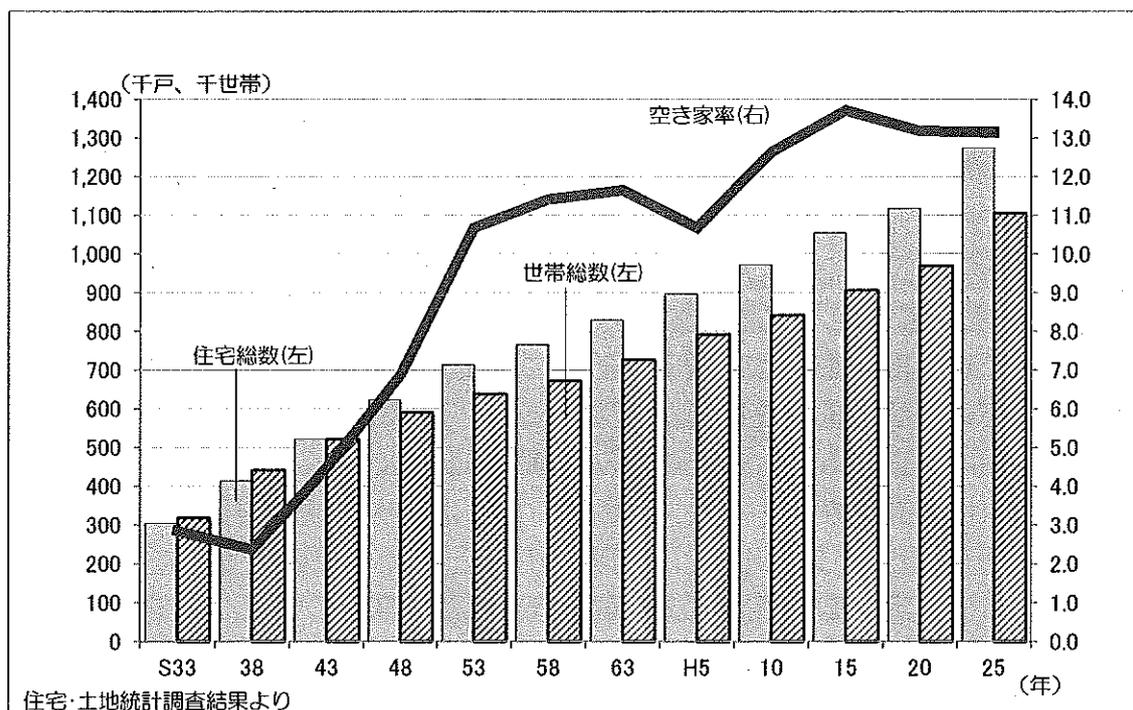
本市の空き家の戸数及び割合の推移（平成20年～平成25年）

	住宅総数	空き家	二次的住宅	賃貸用・売却用の住宅	その他の住宅
平成20年 (%)	1,117,700	147,320 13.2%	2,820 0.3%	104,440 9.3%	40,060 3.6%
平成25年 (%)	1,274,480	167,730 13.2%	2,500 0.2%	123,830 9.7%	41,400 3.2%
増減 (%)	156,780	20,410 0.0%	△ 320 △ 0.1%	19,390 0.4%	1,340 △ 0.4%

注) 上段は住宅戸数、下段は住宅総数に対する割合

住宅・土地統計調査結果より

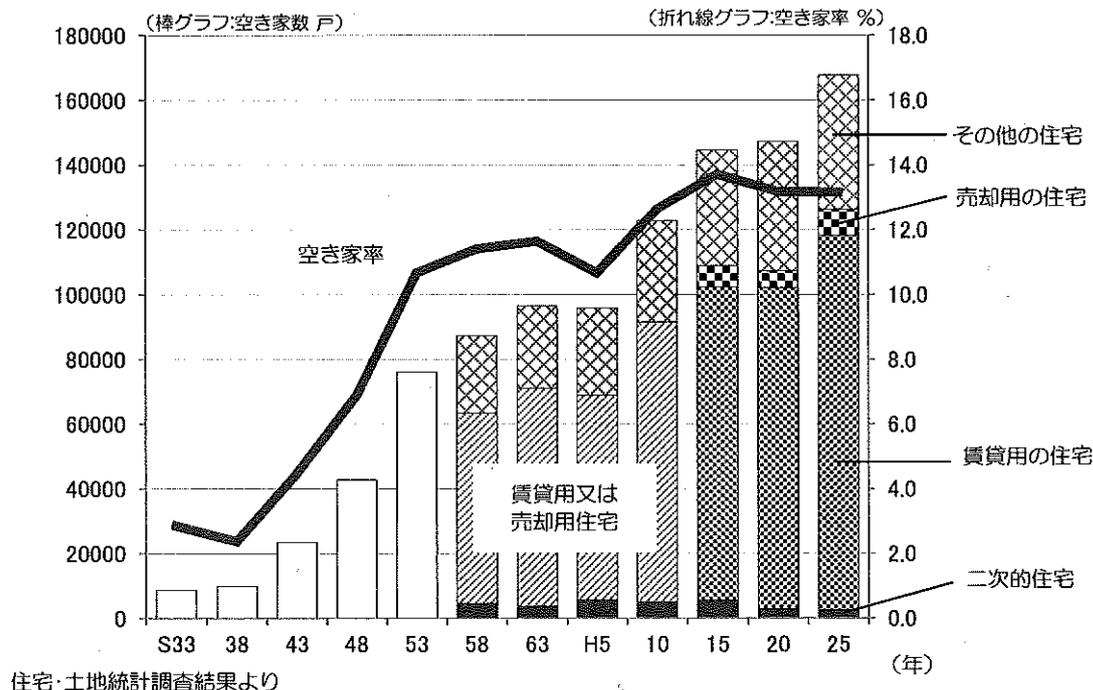
名古屋市では、住宅数は長期的には世帯数を上回る速度で増加しています。住宅数と世帯数の差が約17万戸であり、うち空き家は約16万8千戸となっており、住宅総数に占める空き家の割合は、この10年間ほぼ横ばいとなっています。



空き家の多くは、流通市場に出ている「賃貸用」又は「売却用」であり、不適切な管理により周辺に危険や悪影響を及ぼしている空き家の多くは、「その他の住宅」に含まれていると考えられます。

「その他の住宅」の割合は平成20年度と比べると少なくなっていますが、住宅の総数が増えているため、割合は低下しつつも、「その他の住宅」数としては増えてきています。

空き家数・率の推移



(参考：「空き家」と「空家等」)

住宅・土地統計調査とは、住宅とそこに居住する世帯の居住状況等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにするため、5年ごとに国が行う調査です。本調査は抽出調査であり、調査結果の数値は推計値です。

住宅・土地統計調査における「空き家」とは、6ページにあるように「二次的住宅（別荘等）」、「賃貸用又は売却用の住宅」、「その他の住宅」に分類され、空家特措法に規定する「空家等」の定義（詳細は第3章の21ページ及び22ページ）とは異なります。

戸数に関しても、例えば住宅・土地統計調査における「空き家」には、共同住宅等の「空き室」が1戸と数えられているのに対し、空家特措法の規定する「空家等」は、共同住宅等の全ての住戸が「空き家」となった場合に、「空家等」と見なします。定義がそれぞれの場合で異なります。

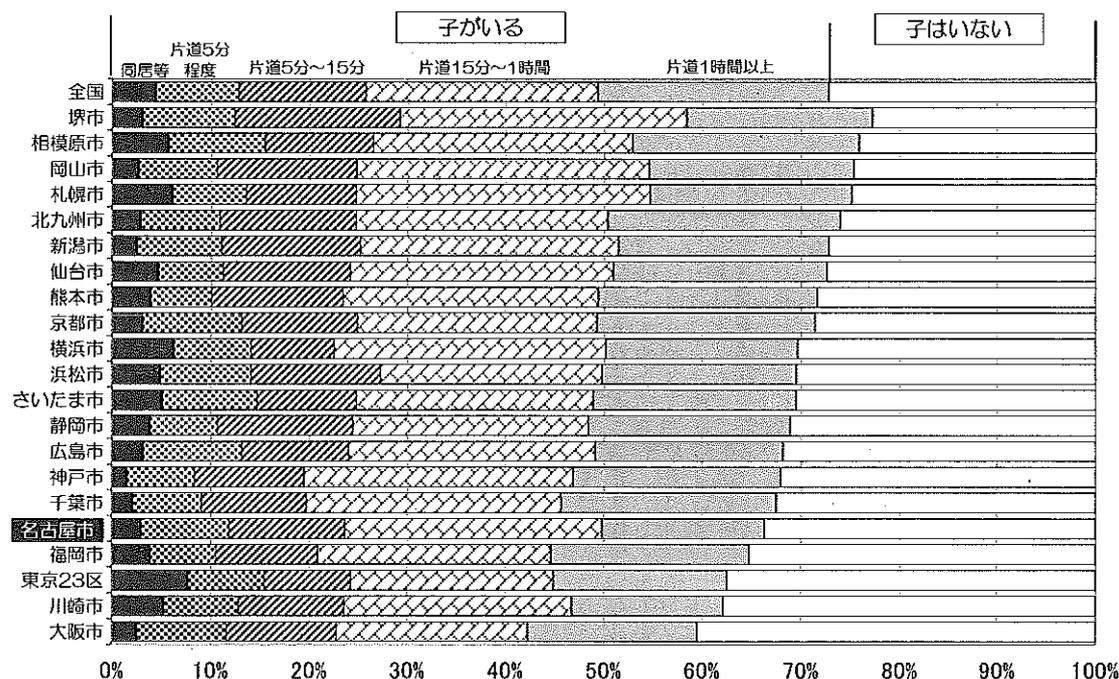
住宅・土地統計調査の結果などに基づく場合は「空き家」と使い、空家特措法などで用いる場合は「空家等」と記載します。

子の居住地別で高齢単身世帯の割合を全国・21大都市について見ますと、同居・同一敷地内か5分程度のところに住んでいる割合は東京23区が最も高く、名古屋市は11番目です。

管理を行える方が近くにいれば、所有者等が長期に不在にしている場合であっても、空家等の問題が深刻化する前に対処が可能であると考えますが、近くに住んでいない場合は、管理が行われずに老朽化が進む、樹木の繁茂により近隣に迷惑をかけるなど、周辺の生活に悪影響を及ぼす可能性があります。

そうならないためにも、例えば病院への長期入院や施設への入所などの場合に誰が管理をするか、入院・入所中に問題が起きた際に連絡が取れるよう、周辺の住民の誰に連絡先を伝えておくか、空家等を管理する代行業者に今後の対応を依頼するかなど、事前に決めておくことが、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさない対策の一つであると考えます。

子の居住地別高齢単身世帯の割合



住宅・土地統計調査結果より

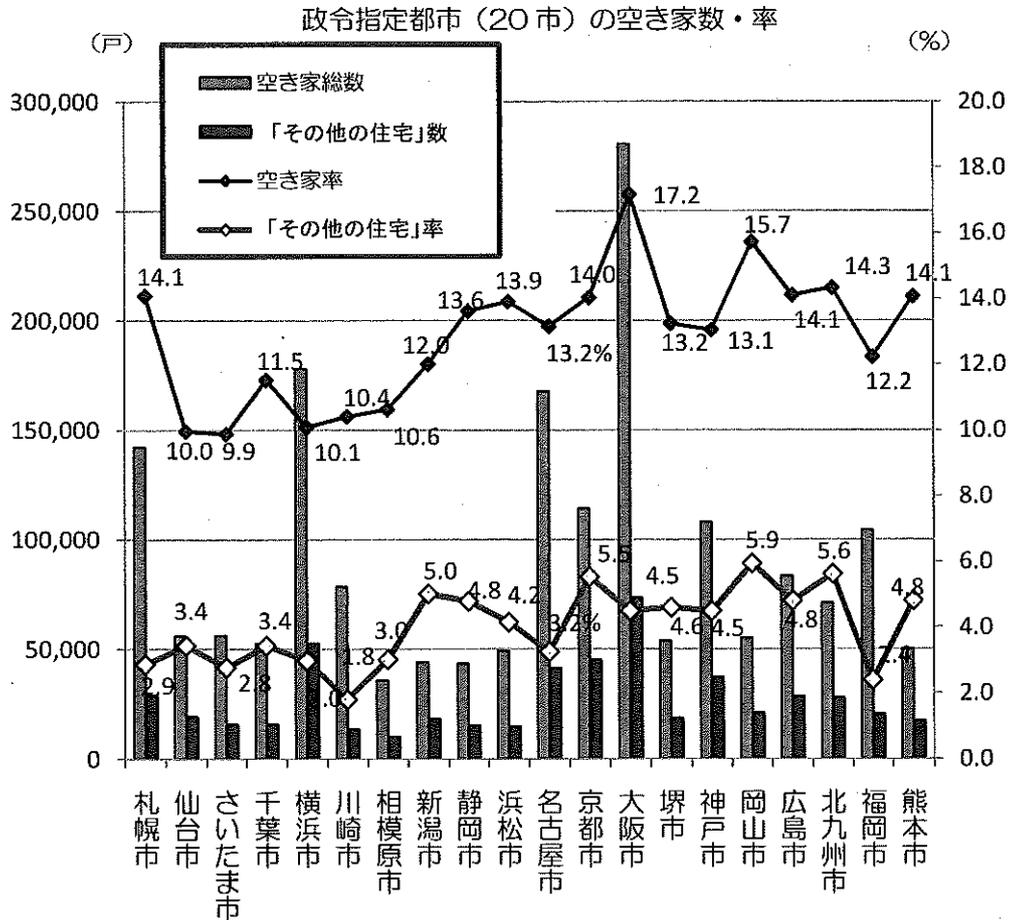
また高齢単身世帯の増加から、名古屋市の平均寿命が男性は80.56歳、女性は86.37歳（「平成27年名古屋市市民の平均余命」より）であり、団塊の世代が近い将来に平均寿命を迎えることから、今後は相続などにより、空家等の問題が更に顕著に現れてくると考えます。

(2) 他政令市との比較

政令指定都市（20市）で比較しますと、空き家の総数は大阪市、横浜市に次いで3番目に多くなっていますが、空き家率は大阪市が17.2%と最も高く、本市は11番目となっています。

また、空き家のうち「その他の住宅」数は大阪市、横浜市、京都市に次いで本市は4番目に多くなっていますが、「その他の住宅」率は岡山市が5.9%と最も高く、本市は3.2%で14番目となっています。

これらのことから、本市における空き家の状況は、空き家総数は多いものの、空き家率は平均的であり、「その他の住宅」率は低い方であるといえます。



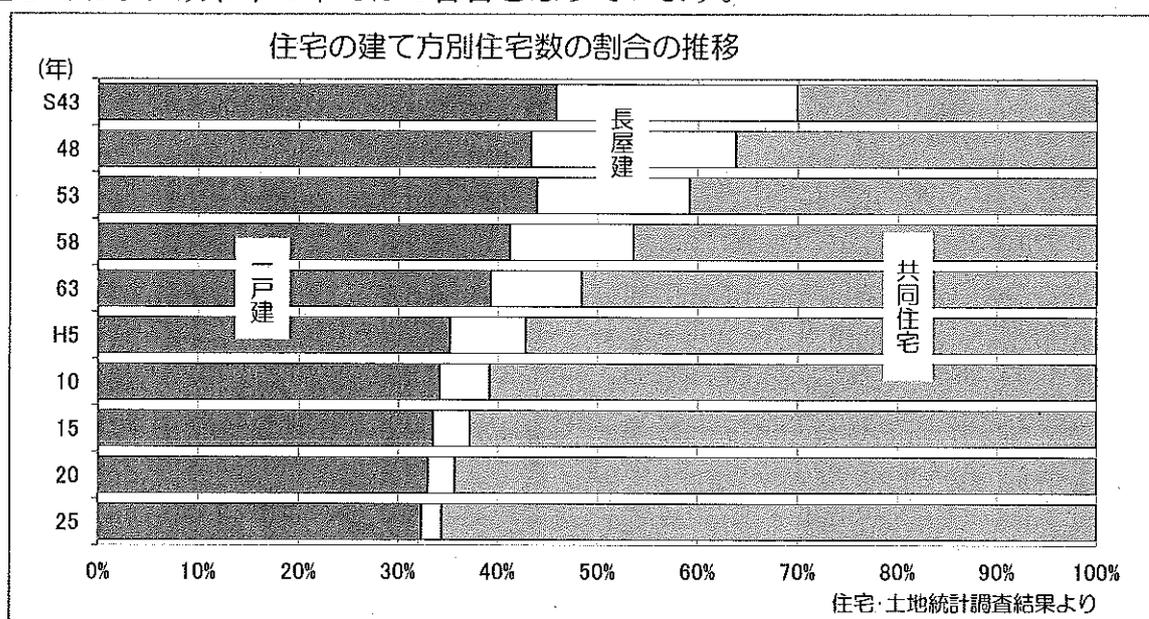
住宅・土地統計調査結果より

(3) 名古屋市の状況

名古屋市は政令市で3番目の人口を有し、自動車などを始め産業技術が集積した都市であり、新幹線を始めとする鉄道網や高速道路、空港、港を擁するなど、広域的なネットワークを持っています。

リニア中央新幹線の東京-名古屋間の開業やアジア大会の開催などにより、人口や経済活動がより流動的になり、この10年程度で名古屋も大きく様相の変化が考えられます。

様相の変化では、住宅の建て方について、昭和50年代までは一戸建又は長屋建の住宅の割合が高いものの、昭和63年の調査時にはアパートなどの共同住宅の割合が高くなり、平成25年には約72万戸と住宅総数の65.5%に達しており、政令市の中では4番目となっています。



今後、人口や経済の流動化により、住宅の建替えなども進んでいくものと考えられますが、建物の状態は建てられた年代によって様相が異なります。

例えば居住世帯ありの住宅の腐朽・破損の有無に関しては、腐朽・破損のある住宅の総数は約10万3千戸で全体の9.4%となっています。

これを建築の時期別にみると、昭和55年以前の住宅は腐朽・破損の割合が昭和56年以降と比べて高く、特に昭和35年以前に建てられた住宅では3割近くが腐朽・破損しているとなっています。

構造別では「木造」の腐朽・破損の割合は12.5%と「非木造」の割合を4.5ポイント上回っています。

また建て方別にみると、「長屋建」の腐朽・破損の割合は27.3%と、最も割合の低い「一戸建」の約3倍の割合となっています。

空家条例施行後、通報・相談を受けた建物を現場調査などで確認したところ、周辺に著しい保安上の危険を及ぼすような建物の多くが木造であり、一戸建や長屋建のそれぞれで見受けられるため、今後も「木造」「長屋建」に注視していく必要があります。

建築の時期 構造 建て方	総数(戸)	腐朽・破損あり	
		実数 (戸)	割合 (%)
総数	1,096,820	103,080	9.4
建築の時期			
昭和35年以前	38,130	10,240	26.9
昭和36年～45年	59,540	13,300	22.3
昭和46年～55年	182,060	32,100	17.6
昭和56年～平成2年	210,890	18,990	9.0
平成3年～7年	98,560	5,900	6.0
平成8年～12年	117,460	4,390	3.7
平成13年～17年	111,390	1,710	1.5
平成18年～22年	127,940	3,680	2.9
平成23年～25年9月	52,980	750	1.4
構造			
木造	343,190	42,870	12.5
非木造	753,630	60,210	8.0
建て方			
一戸建	354,550	30,700	8.7
長屋建	21,710	5,920	27.3
共同住宅	718,770	66,210	9.2
その他	1,790	240	13.4

注) 総数には「不詳」を含む。

住宅・土地統計調査結果より

3 自然災害

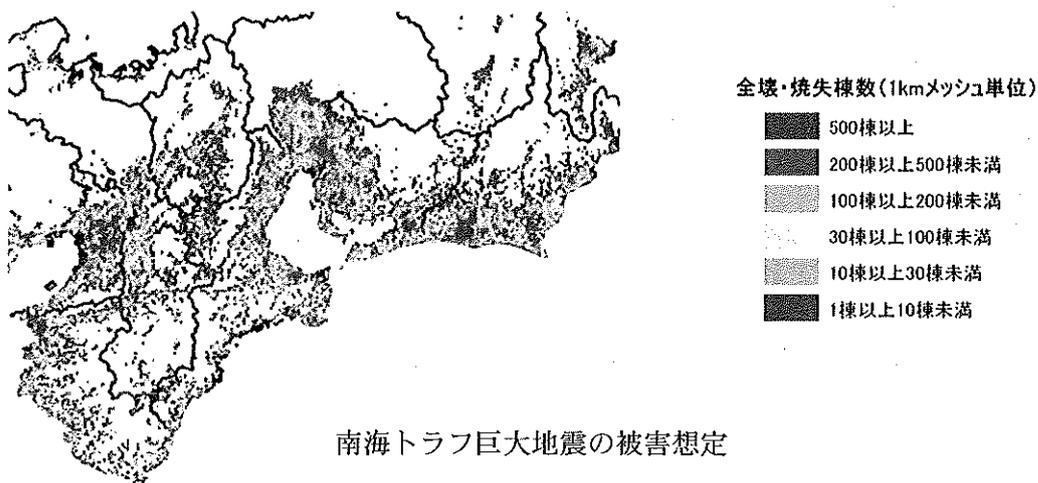
本市では過去に昭和34年の伊勢湾台風や平成12年の東海豪雨など、自然災害などにより、大きな被害が発生しています。

南海トラフを震源とする大規模な地震の発生が想定され、今後30年間でマグニチュード8以上の地震の発生確率は、70%程度といわれています。

あらゆる可能性を考慮した南海トラフ地震の場合は、建物被害では全壊数が約66,000棟、半壊数が約130,000棟、人的被害では死者数について約6,700名、負傷者数については約15,000名と想定されています。

老朽化した空き家などの家屋などが倒壊することにより、避難や救助が阻まれたり、延焼による大規模火災が発生したりするおそれがあります。

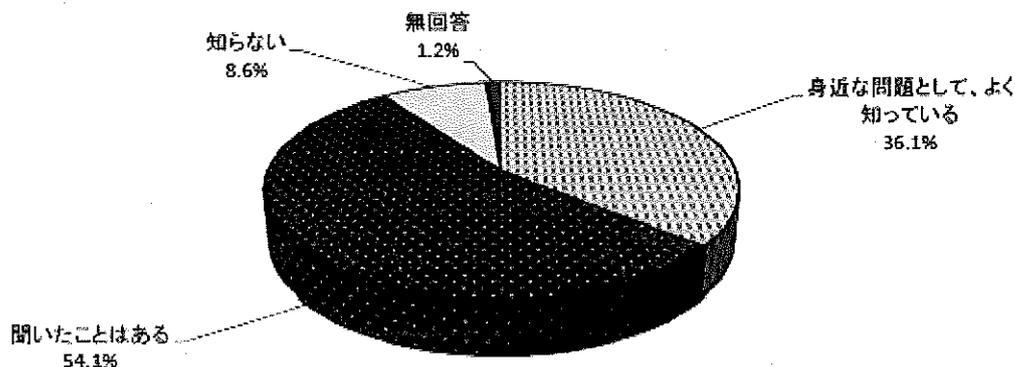
市民の不安を解消するためにも、空家等の適切な管理を推進していくことが重要です。



(出典：内閣府「南海トラフ巨大地震の被害想定について(第一次報告)」(平成24年))

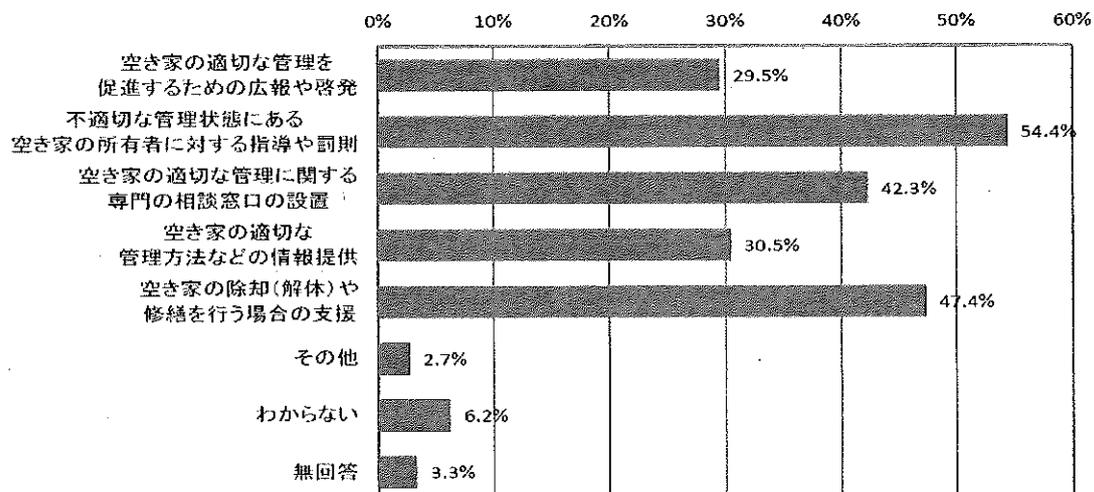
4 市政アンケート調査の結果

平成27年度第2回市政アンケートにおいて、「適切に管理されていない空き家が全国的に問題になっているか知っていますか」とたずねたところ、「身近な問題として、よく知っている」と答えた人が36.1%であり、「聞いたことはある」と答えた人は54.1%であり、あわせて90.2%もの人が、空き家が問題となっていることを認識しています。



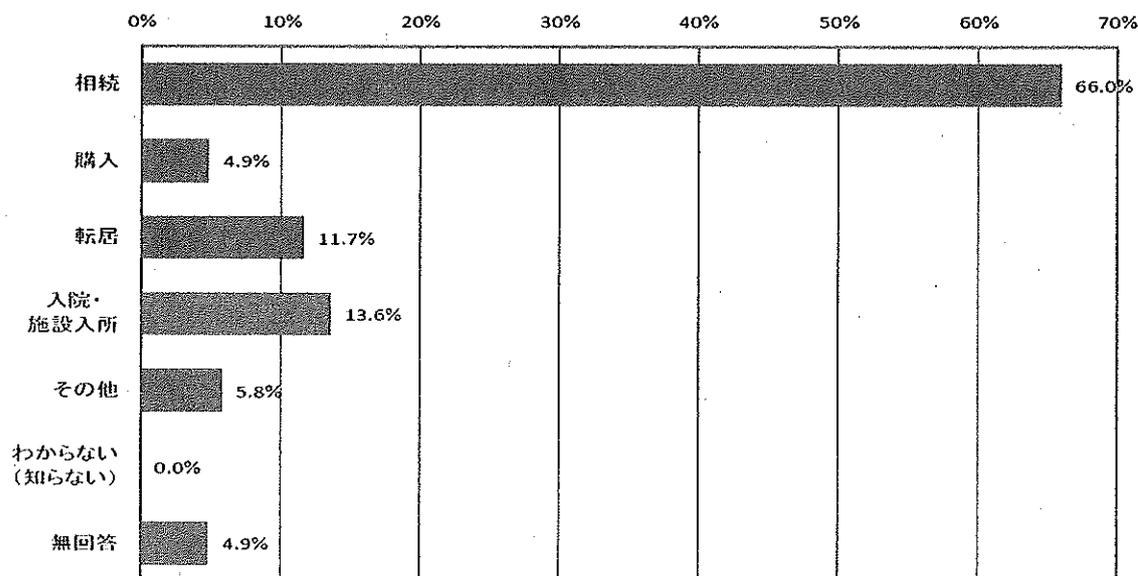
平成27年度第2回市政アンケートより

「所有者などによる空き家の適切な管理を促進するために、行政としてどのようなことが必要か」とたずねたところ（複数回答）、「不適切な管理状態にある空き家の所有者に対する指導や罰則」と答えた人が54.4%、「空き家の除却（解体）や修繕を行う場合の支援」と答えた人が47.4%、「空き家の適切な管理に関する専門の相談窓口の設置」と答えた人が42.3%という順になっており、広報啓発・情報提供という項目より指導や支援、専門の相談窓口を必要とすると答えた人が多い結果となりました。



平成27年度第2回市政アンケートより

また、「あなた又はあなたの家族が空き家を所有（予定も含む）することになった理由」はとたずねたところ、「相続」と答えた人が66.0%、「入院・施設入所」と答えた人が13.6%という順になっています。



平成27年度第2回市政アンケートより

市政アンケートの結果からみると、空き家を所有することになった理由の多くは「相続」となっています。空き家を相続した結果、相続人として所有者等となります。

しかしながら相続人が遠方に居住しており適切な管理ができない、相続登記を行わず名義をそのままにしてしまうことがあり、相続関係が複雑化してしまう、又は所有者不明で放置されているなど、様々な課題が生じています。

例えば、空家等を相続した時に登記を確認したところ、亡くなられて何十年も過ぎている方の登記（名義）のみであり、そのため所有権者が数十名となり、解体・修繕、売買するにあたり全員の同意を得ようにも、所有権者を探すのが非常に困難で、直ぐに対応ができないという場合もあります。

※市政アンケート

市内に居住する満20歳以上の市民2,000人を無作為抽出して実施するものです。このアンケートは平成27年9月29日から10月13日の間で行われ、調査標本数2,000人に対して1,110人から回答がありました。

5 取り組み状況

平成26年度に空家条例が施行され、次のような取り組みを実施しています。

(1) 広報・周知

空家等の適切な管理が図られるよう、リーフレットの作成・配布、広報などや・市公式ウェブサイトへの掲載、市広報ラジオ番組での紹介など広報・周知に努めています。

(2) 相談・問合せ窓口

空家等に関する相談窓口を市役所及び区役所（16区）に設置し、市民の方からのご相談・問合せを受け付けています。

(3) 空家等の調査・確認（特定空家等（用語は21ページを参照））

市民の方からの情報提供等により把握した空家等については現地の調査・確認を行い、特定空家等の該当判断などを行っています。

(4) 特定空家等への対応

特定空家等の所有者等に対しては、適切な管理がなされるように空家特措法・空家条例に基づき指導等を実施しています。また、国の補助金を活用し、特定空家等のうち周辺に著しい保安上の危険を及ぼしているものについては除却費の一部を補助することで、所有者による除却を促しています。

(5) 実施体制

空家等対策を推進するため、専任職員の配置、関係局・区の協力・連携を図ることなどを目的とした会議の設置、学識経験者等で構成された措置命令等の調査審議や空家等対策計画について議論を行う審議会の設置など、体制を整備しています。

なお、空家条例第16条では「市長は、毎年度、本市の空家等に関する対策の実施状況等を取りまとめ、その概要を市会に報告するとともに、公表するものとする。」（以下「市会報告資料」という。）としており、毎年度の実施状況を市会に報告し、市公式ウェブサイトで公表しています。

今後は、取り組み状況の（1）から（5）の記載のほか、本計画において取り組んだ事項等（33ページにある協定締結先など）も、市会報告資料に記載していきます。

特定空家等の件数は減少傾向にあります。相談・通報により新たに発覚したものの、調査に時間がかかり解消に時間を要しているものなど、今後も予断を許さない状況は続くと考えられます。

(参考：特定空家等の推移・各年度の市会報告資料より抜粋)

特定空家等の所有者等に対しては、適切な管理がなされるように空家特措法・空家条例に基づく指導等を実施しました。なお、各年度末時点での特定空家等の状況は以下のとおりとなっています。

区 分 (特定空家等の状況)	物 件 数		
	26年度	27年度	28年度
特定空家等	208件	205件	139件
不適切な管理の状況が解消した	41件 (19.7%)	69件 (33.7%)	41件 (29.5%)
不適切な管理の状況の一部が解消した	28件 (13.5%)	32件 (15.6%)	14件 (10.1%)
不適切な管理の状況が解消する予定である	9件 (4.3%)	16件 (7.8%)	13件 (9.3%)
不適切な管理の状況が継続している	130件 (62.5%)	88件 (42.9%)	71件 (51.1%)

注1 ()内は特定空家等全体に対する割合

注2 平成27年度の特定空家等の件数は、平成26年度の「208件」のうち、「不適切な管理の状況が解消した」の「41件」を除く、「不適切な管理の状況の一部が解消した」から「不適切な管理の状況が継続している」までの「167件」に、居住実態の判明による非該当の「1件」を引き、平成27年度に新たに特定空家等と該当判断した「39件」を足した「205件」となります。

注3 平成28年度は注2と同様、平成27年度の「205件」のうち、「不適切な管理の状況が解消した」の「69件」を除く「136件」に、空家特措法施行に伴う特定空家等の判断基準に変更が生じた非該当の「38件」を引き、平成28年度に新たに特定空家等と該当判断した「41件」を足した「139件」が、平成28年度の特定空家等の件数となります。

6 課題

空家等であっても、適切に管理されている間は、問題とはなりません。管理がなされず何年間も放置されると、樹木の繁茂や、建物の老朽化など、様々な面で空家等が問題となってきます。住宅・土地統計調査や市政アンケートなどの結果から、空家等に関する課題としては、大きく3つに分けて考えられます。

(1) 予防

単身世帯は今後増える見込みであり、所有者等に不測の事態が生じた際に、放置される危険性のある空家等は今後も増えていくことなども考えられます。

日頃からの管理はもちろんのこと、所有者等自身で管理が行えなくなった時に、誰が管理をするかを事前に決めておくことが大切です。

相続登記がなされずに、何世代かに渡ることによって、所有者等が所有者等であることを知らずに放置される場合もあるため、相続登記の促進を図り、所有者等自身で管理を行えない場合の相談窓口の整備等を行い、予防の観点についての広報・周知などにも取り組む必要があります。

(2) 適切な管理

空家等の適切な管理は所有者等の責務であり、管理が不適切な所有者等に対しては、適切な措置を講ずるよう、空家特措法に基づき助言・指導等を行います。中には空家等を所有していることを知らない所有者等もいるため、まずは現在の状態を連絡するなど、適切な管理の依頼をします。それでも対応されない場合は、適切な措置を講ずるよう、助言・指導等を行います。

関係団体などとも協力し、適切な管理の観点から、法律や空家等の維持管理の相談窓口の整備等を図る必要があります。

(3) 利活用（流通・除却後の活用）

所有者等が空家等の利活用をしたいが相談先が分からない、空家等を解体して更地にすることで税額が上がるためそのままにしているなど、流通や税制度による課題も出てきています。

相続などにより空家等を所有した場合に、売却・賃貸、リフォーム、当面の間更地にする、駐車場など家屋以外の活用など選択肢は多岐にわたり、特段の予定がなければ、いったんそのままにされている場合も見受けられます。

空家等をどうしたいかを特定の目的を持たなくとも、各種相談に対応できる窓口の整備等、関係団体などとも協力・連携し、流通の促進を図る必要があります。

第3章 方針・方向性

1 基本的な方針

適切な管理が行われていない空家等は、様々な面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼします。空家特措法、空家条例ともに空家等の適切な管理は「所有者等の責務」と規定されており、市に対しては「所有者等による空家等の適切な管理の促進」や「空家等の活用の促進」など、空家等に関する対策の実施を求めています。

予防、適切な管理、利活用といった様々な課題を解決するにあたり、まずは市民に最も身近な行政主体である市役所・区役所が、所有者等に空家等の情報を確認した上で対応を進めていきますが、行政のみでは解決が困難な事案も出てくるのが想定されます。

市が単独で全てを行うことには限界があるため、各種のネットワークを持った民間団体、法律や不動産などの専門家団体、地域団体などと協力・連携しながら、空家等対策を進めていきます。

また第2章の「6 課題」において記載した予防、適切な管理、利活用の課題への対応について、第3章の「2 調査に関する事項」以降が主にどの課題に対応しているか、項目の横に括弧書きした中に記載していきます。

(1) 対象地区

本計画で対象とする地区は、名古屋市全域とします。

名古屋市では空家特措法・空家条例が施行される前から、市内各地から空家等に関する相談や通報が寄せられており、現地の状況を確認した上で、所有者に対して適切な維持管理の依頼などをしていました。

住宅・土地統計調査は抽出調査であり、調査結果の数値は推計値ですが、次ページの表にもあるように、数値の高い低いはありますが、空き家は各区にあるということが分かります。

こうしたことから、特定の地域を定めることなく、名古屋市全域で空家等対策を進めていくことが必要であると考えます。

区別空き家一覧(平成25年住宅・土地統計調査より)

	住宅総数	空き家		その他の住宅	
		(率)	(率)	(率)	(率)
定義	A	B	B/A (%)	C	C/A (%)
全市	1,274,480	167,730	13.2	41,400	3.2
千種	105,360	13,400	12.7	4,660	4.4
東	49,210	6,110	12.4	1,150	2.3
北	94,630	13,150	13.9	3,690	3.9
西	80,090	12,070	15.1	2,720	3.4
中村	87,380	12,440	14.2	3,030	3.5
中	69,330	8,800	12.7	1,110	1.6
昭和	67,230	9,420	14.0	2,120	3.2
瑞穂	61,060	9,560	15.7	2,990	4.9
熱田	35,490	4,440	12.5	1,470	4.1
中川	113,950	13,190	11.6	3,110	2.7
港	73,960	9,350	12.6	1,800	2.4
南	73,060	10,170	13.9	3,580	4.9
守山	79,020	10,480	13.3	3,350	4.2
緑	103,300	9,880	9.6	3,300	3.2
名東	90,920	12,820	14.1	1,970	2.2
天白	90,510	12,450	13.8	1,360	1.5

(2) 対象とする空家等の種類

本計画で対象とする空家等は、空家特措法第2条第1項に規定される「空家等」(第2項で規定される「特定空家等」を含む。)とします。

○空家特措法における「空家等」とは

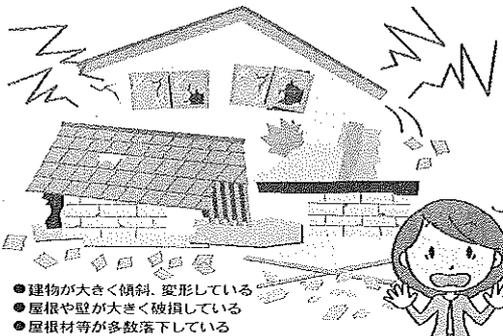
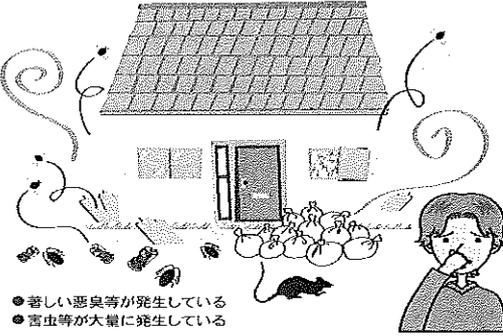
「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む)」を言います(但し、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものでないこと)。

○空家特措法における「特定空家等」とは、次のいずれかの状態にあると認められる空家等を指します。

- ① 周辺に著しい保安上の危険を及ぼすおそれがある状態
- ② 周辺に著しく衛生上有害な影響を及ぼすおそれがある状態
- ③ 周辺の景観を著しく損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全に悪影響を及ぼしている状態

(参考)

条例及び法律で定める特定空家等(不適切な管理により周辺に危険や悪影響を及ぼす空家等)とは主に次のような状態にある空家等をいいます。

<p>CASE 1 周辺に著しい保安上の危険を及ぼすおそれがある状態</p>  <ul style="list-style-type: none"> ● 建物が大きく傾斜、変形している ● 屋根や壁が大きく破損している ● 屋根材等が多数落下している 	<p>CASE 3 周辺の景観を著しく損なっている状態</p>  <ul style="list-style-type: none"> ● 立木等が建物の全面を覆うほど繁茂している ● ごみ、物品等が大量に散乱又は堆積している
<p>CASE 2 周辺に著しく衛生上有害な影響を及ぼすおそれがある状態</p>  <ul style="list-style-type: none"> ● 著しい悪臭が発生している ● 害虫等が大量に発生している 	<p>CASE 4 その他周辺の生活環境の保全に悪影響を及ぼしている状態</p>  <ul style="list-style-type: none"> ● 不特定の者が外部から容易に侵入できる ● 多数の動物等がすみついている

【法律（条例）で定義する空家等の分類（イメージ図）】

空家等

法律及び条例上の定義であり、一般的な「空き家」の考え方とは必ずしも同義ではない。

管理は適切でないが、状態が軽微であるなど
周辺への危険や悪影響が認められない空家等

特定空家等（周辺に危険や悪影響を及ぼす空家等）

行政指導対象
(助言又は指導・勧告)

危険性が高く行政処分の対象となる特定空家等

行政処分(命令・代執行)対応
→個人の権利を制限するため、
慎重かつ公平・客観的な判断が必要

空家等（法律2条1項）

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地。ただし国・地方公共団体が所有・管理するものは除く

特定空家等（法律2条2項）

- ・倒壊等著しく保安上危険
- ・著しく衛生上有害
- ・著しく景観を損なっている
- ・周辺の生活環境の保全に不適切な状態

「特定空家等」のうち著しく周辺に危険・悪影響を及ぼしているもの。

※命令を行う場合は事前に名古屋市長空家等対策審議会での「命令に関する基準」に基づく審議が必要（条例9条2項）

2 調査に関する事項〈予防〉〈適切な管理〉

空家等は市内全域に存在し、条例の制定前から市民からの情報提供・相談も広範な地域から寄せられています。

市民から寄せられた情報提供・相談などにより、適切な管理が行われていない空家等を把握した場合は、職員が現地調査を行い、空家等の状態を確認したうえで、所有者等に対し、空家特措法に基づく情報提供等を行うため、不動産登記情報、住民票情報、戸籍情報、固定資産課税情報などを活用し、所有者等の調査を行います。

他にも5年に一度実施される住宅・土地統計調査などの統計調査や市政アンケートの分析を行います。

空家等対策を推進する上でも、行政だけでなく関係団体も情報を入手できるよう、制度をより円滑に活用できるような工夫について、国に働きかけていくことも検討します。

3 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

空家等の適切な管理は、第一義的には所有者等の責任において行われるべきものです。

適切な管理が行われていない空家等は様々な面で、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼします。近隣住民や通行している第三者などが適切な管理をなされていない空家等を原因として被害にあった場合は、所有者等が民事上の賠償責任を問われる場合があります。

そこで被害を未然に防ぐためにも、市として広報・周知、適切な管理に係る情報提供、関係団体と協力・連携し、所有者向けの相談窓口の整備等を行います。

(1) 情報提供等〈予防〉〈適切な管理〉

適切な管理が行われていない空家等の所有者等の中には、遠方において状態の悪化を知らない場合や、所有者等が相続していると知らずに放置している場合も考えられるため、市で所有者等を調査し、適切な管理をしていただくよう、情報提供等を行います。

(現在の取り組み)

・所有者等に対して、現在の家屋等の状況の情報提供や適切な管理の依頼文書等の送付。

(2) 市民・地域団体との協力・連携<予防>

平成26年度に空家条例等の概要や管理が不適切な空家等への対応の流れなどを示したリーフレットを作成し、区役所などに配架したり、また住民と行政のパイプ役である区政協力委員に配布するなど、広く周知しています。

今後、空家等対策を進めていく上で、市民意識の醸成などを目的とした「空き家点検チェックシート」(次ページを参照)などのチラシや冊子などを作成した場合は区政協力委員や、地域団体などに提供していきます。

(現在の取り組み)

- ・リーフレットの作成(市役所・区役所などに配架、区政協力委員に配布)。
- ・空き家点検チェックシートの作成。

(3) 登記の周知・促進<予防><適切な管理>

管理が不適切な空家等について市に情報が入った際に、不動産登記情報を確認すると、現所有者等と名義が異なる場合があります。特に名義がお亡くなりになられた方の場合は相続が多岐に渡り、所有者等に辿りつくまで相当な時間を要する場合があります。

名古屋法務局は愛知県司法書士会及び愛知県土地家屋調査士会と「相続登記の促進及び空家等対策の推進」に連携して取り組んでおり、三者による「相続登記の促進及び空家等対策を推進のプロジェクトチーム」を設立して、相続登記及び空家等対策の必要性・重要性を広く国民に広報しています。

名古屋市は愛知県司法書士会及び愛知県土地家屋調査士会と協定を締結し、相続登記の促進に取り組めます。未登記についても、空家等の所有者等を特定することが困難なため、未登記など空家等と関係する登記の課題について、相続登記の促進と併せて取り組めます。

また市民の相談窓口として、栄市民サービスコーナー「住まいの窓口」の「住まいの相談コーナー」において、「住まい・空き家利活用の相談」を実施し、その中で登記・契約・相続に関する特別相談として、愛知県司法書士会から派遣された司法書士による相談受付(予約制)を行います。

(現在の取り組み)

- ・愛知県司法書士会及び愛知県土地家屋調査士会が行う講演会・セミナーへ、市職員を講師として派遣。
- ・区役所において相続登記に関する啓発ポスターの掲示等。
- ・「住まいの相談コーナー」の「住まい・空き家利活用の相談」の案内。

(参考：「空き家点検チェックシート」のイメージ)

■ 空き家点検チェックシート

定期的に点検を
行いましょう!
(2回/年)

1 屋根

- 屋根材の異状 (ズレ、ハガレ、釘浮きなど)
- アンテナの異状 (傾き、垂れ下がりなど)
- 軒裏・軒天材の異状 (シミ、ハガレ、浮きなど)

2 雨とい

- 草木などによる詰まり
- 破損 (水漏れ、割れ、外れなど)

3 外壁

- 外壁材の異状 (ヒビ、亀裂、穴など)
- 落書き

4 バルコニー、ベランダ

- 排水溝のゴミ詰まり
- 防水層の浮き、ハガレ
- 柵の異状 (サビ、ぐらつき、腐朽など)

5 窓・ドア

- ドア・窓の施錠、開閉等の不具合
- ガラスの割れ、ヒビ
- 戸袋の異状 (飛散、雨漏り、鳥の巣など)
- 雨戸の異状 (外れ、破損など)

6 土台・基礎

- 土台・基礎の異状 (ヒビ、割れ、腐朽など)

7 庭

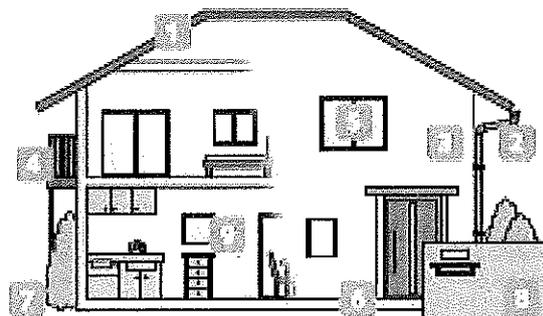
- 庭木・雑草の繁茂 (越境等も確認)
- ゴミや不法投棄の処理
- 害虫・害獣の発生 (ハチ、ネズミ、ハクビシン等)

8 家のまわり

- 塀の異状 (ヒビ、傾き、割れなど)
- 門の施錠
- ポストの整理
- 家全体の傾き

9 家のなか

- 雨漏り (天井や床に湿ったシミ)
- 不法侵入者の形跡
- 異臭
- 水漏れ
- カビの発生
- 柱の腐食、傾き
- 壁紙が剥がれている



この点検チェックシートは法や条例に基づいて作成したものではありません。チェックが入ったからといって必ずしも危険な空き家というわけではなく、空き家の所有者や管理者の方が管理状況を確認する目安として提示しているものです。

発行元：名古屋市経済局地域政策課

(4) 空家等の管理代行業者の案内等<予防><適切な管理>

空家等があることが問題ではなく、管理が不適切な状態となることが問題となります。

所有者等が遠方に居住していたり、入院や施設への入所、体力的にご自身で管理することが難しいことも考えられるため、空家等の管理を代行する業者の案内等について、関係団体と協定を結び、空家等の適切な管理を推進していく相談窓口の設置などを検討します。

(現在の取り組み)

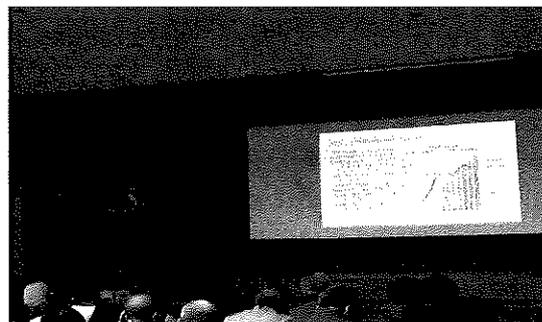
・「空き家総合相談窓口」において、空き家管理パックの案内を開始。

(5) 納税通知書の活用<予防><適切な管理>

固定資産税の納税通知書を活用し、空家等の適切な管理を促すためのお願い文を送付することで、所有者等に対する注意喚起を行います。

(6) 講演会・セミナー等<予防><適切な管理><利活用>

空き家化の予防や適切な管理に向けての市民意識の醸成を図る講演会・セミナーなどを開催できるよう、関係団体と協力の上、進めていきます。



(講演会・イメージ)

なお、平成28年11月には名東区役所において、「空家対策&利活用セミナー」と題し、空家を巡る現状や活用方法などについて専門家の講師を招き、セミナーを開催し、100名を超える方が来場されました。

その他にも市公式ウェブサイトにおいて、空家特措法・空家条例の周知、協定締結先の案内、講演会・セミナーの広報など、空家等対策に係る予防・適切な管理・利活用に関する記事等を掲載しています。

4 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

地域団体や民間などにおいて、空家等を利用して芸術の催しを行う、古民家などを飲食店に改装するなど、様々な活用方策が進められています。

しかしながら、相続などで急に空家等を所有することになった方については、活用方策が決まっておらず、そのままの状態にされることも考えられます。

そのため、空家等を所有する方に対して、活用していくための施策を検討していきます。

(1) 空家等の活用の促進<予防><適切な管理><利活用>

関係団体などと連携して、空家等の流通を促進します。

そのためのひとつの方策として、不動産関係団体と連携し、「空き家総合相談窓口」を開設するとともに、「空き家バンク」の導入など、インターネットによる空家等の流通を促進します。

そのほか、空き家の活用の事例紹介や地域の要望などを踏まえた上で、地域団体や民間団体などによる活用を図ります。

その一方で、子育て、高齢期などの各ライフステージに起因する様々な居住ニーズやライフスタイルの多様化に応じて、「住まい・空き家利活用の相談」やインターネットによる住情報の提供等の充実を図ります。

特に、相続により取得された住宅は、空き家化する傾向が高いため、登記・契約・相続に関する特別相談を通じて、相続後も適切に管理や利活用が行われるように情報の提供を行います。

また、住み慣れた地域で生活を続けたい高齢者に対して、現在お住まいの住宅のバリアフリー化、生活支援サービスなどに関する情報の提供やセミナーの開催を実施するとともに、移住・住みかえ支援機構が実施する「マイホーム借上げ制度」の普及啓発を図るなど、高齢者等の持ち家を活用した円滑な住み替えを支援します。

さらに、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅への空き家の有効活用等を推進します。

(現在の取り組み)

- ・「空き家総合相談窓口」の案内開始。
- ・「住まいの相談コーナー」での「住まい・空き家利活用の相談」の受付。
- ・住宅バリアフリー化などに関する情報の提供。
- ・「マイホーム借上げ制度」の普及啓発。

(2) 除却した空家等に係る跡地の活用促進<利活用>

除却した空家等の跡地についても、所有者等に第一義的な責任があることを前提とした上で、適切に管理を行うように促します。

所有者等に売却の意思がある場合などは、市場への流通促進を図るため、所有者等の同意を得て、「空き家バンク」など不動産関係団体への情報提供などを行います。

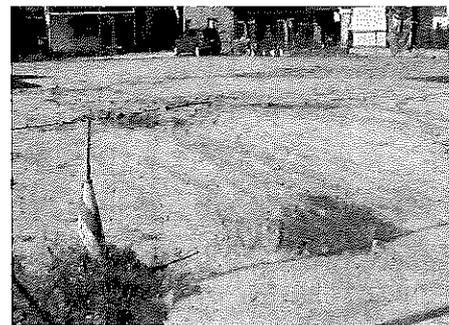
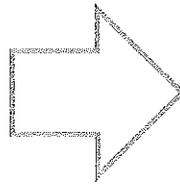
「(1) 空家等の活用の促進」でも記述したように、地域の要望などを踏まえた上で、地域団体や民間団体などによる活用を図ります。

また、金融機関と連携し、解体・修繕等の資金の案内だけではなく、駐車場や環境配慮型設備の設置など解体後の跡地の活用相談の窓口など、所有者等による活用の促進をしていくため、相談窓口を増やしていきます。

なお、空家等を除却して更地にする際には、土地境界線を見極めるのに重要な根拠となる構造物や境界標識の保存に留意し、事前に空家等の土地の境界を明確にすることが望まれます。



(除却前)



(除却後)

(現在の取り組み)

・空き家の発生を抑制するための特例措置 (国の制度)

相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋(耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。)又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除するという制度があり(平成28年4月から平成31年12月までの期間)、特例措置の適用を受けるための必要な書類として、市長印を必要とする「被相続人居住用家屋等確認書」の申請を、市民経済局地域振興部地域振興課において受付しています。平成28年度には、全国的にも多い250件を超える申請がありました。空き家の予防に繋がると考えるため、市公式ウェブサイトなどで引き続き周知します。

5 特定空家等に対する措置その他特定空家等への対処に関する事項

外観調査や近隣の方への聞き取り調査などの現地調査を行い、不適切な管理状態を記録、所有者等調査を行った後に、空家特措法に規定される「特定空家等」に該当するかどうか、周辺の状況や危険、悪影響の程度、切迫性なども踏まえて、区空家等対策会議などで、各部署の専門的な見地からの意見や所有者等の意向を踏まえて検討していきます。

(1) 特定空家等に対する対応（指導まで）〈予防〉〈適切な管理〉

区空家等対策会議などで「特定空家等」に該当し、空家特措法に基づく指導を行うこととした場合には、市民経済局地域振興部地域振興課（保安上危険）、各区地域力推進室（保安上危険以外）が代表して、指導文書を所有者等あてに送付します。

その後も適宜、状況を確認しながら、再度、再々度の指導文書を送付するなど、継続的に所有者等に対して適切な管理がなされるように促します。

この場合は、建築基準法など関係法令等の対応を妨げるものではないので、併用して行うこともあります。

なお、所有者等の判断能力が十分ではないなどの場合の成年後見制度、所在不明の場合などの不在者財産管理人制度など、特定空家等を解決するため、各種制度の活用を図ります。

また、空家条例第10条の「応急措置」については、特定空家等について、危険な状態が切迫している場合に限り、市が危険回避するために必要最小限度の措置を行い、またその費用を所有者等に請求できるとしています。

応急措置に関しては、自ら対応する人との公平性、市が対応することを前提とした管理責任の放棄など、様々な課題が生じることが想定されます。対応を行うと判断した際は、地域振興課を中心に関係部署の協力のもと、保有している資材、人員等、対応できる可能な限りで行います。

(現在の取り組み)

・老朽危険空家等除却費補助金（市民経済局地域振興課）

国の補助金などを活用し、例えば屋根が崩落している、柱・梁の腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険があるものなど、特定空家等のうち周辺に著しい保安上の危険を及ぼしているものについて、除却費の一部を補助することで、所有者等による除却を促しています。

(2) 勧告以降<適切な管理>

空家特措法では「特定空家等」の所有者等に対して「助言・指導」を行い、「助言・指導」を行っても対応されない場合に、「勧告」を行うことができます。「勧告」後も対応されない場合において、特に必要と認めるときは「命令」を行うことができるかとされています。

「命令」以降は行政処分であるため、「命令」を行う前には、空家条例第9条第2項に基づいて、名古屋市空家等対策審議会を開催し、専門的知識を有する者からの意見を聴取することとしています。

「命令」には強制力があり、従わない場合には「代執行」も認められています。また「勧告」もそれ自体は「行政指導」ですが、空家特措法の「勧告」対象となった空家等の敷地（土地）については、地方税法の規定により住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の課税標準の特例の対象から外されることとなります。

「勧告」以降の対応は、慎重かつ厳密な判断が求められるため、専任職員を配置している市民経済局地域振興部地域振興課において調査・確認の上、実施します。また「行政代執行」については、自ら除却する人との公平性の確保、市が対応することを前提とした管理放棄などの課題もあることなどから、緊急性・公益性などを十分に考慮した上で対応します。

<参考>

「命令」

「勧告」後も必要な改善が見られない場合、相当な猶予期限を定めて、必要な措置を講ずるように命じるものです。「命令」に違反した者は、50万円以下の過料に処せられる場合があります。

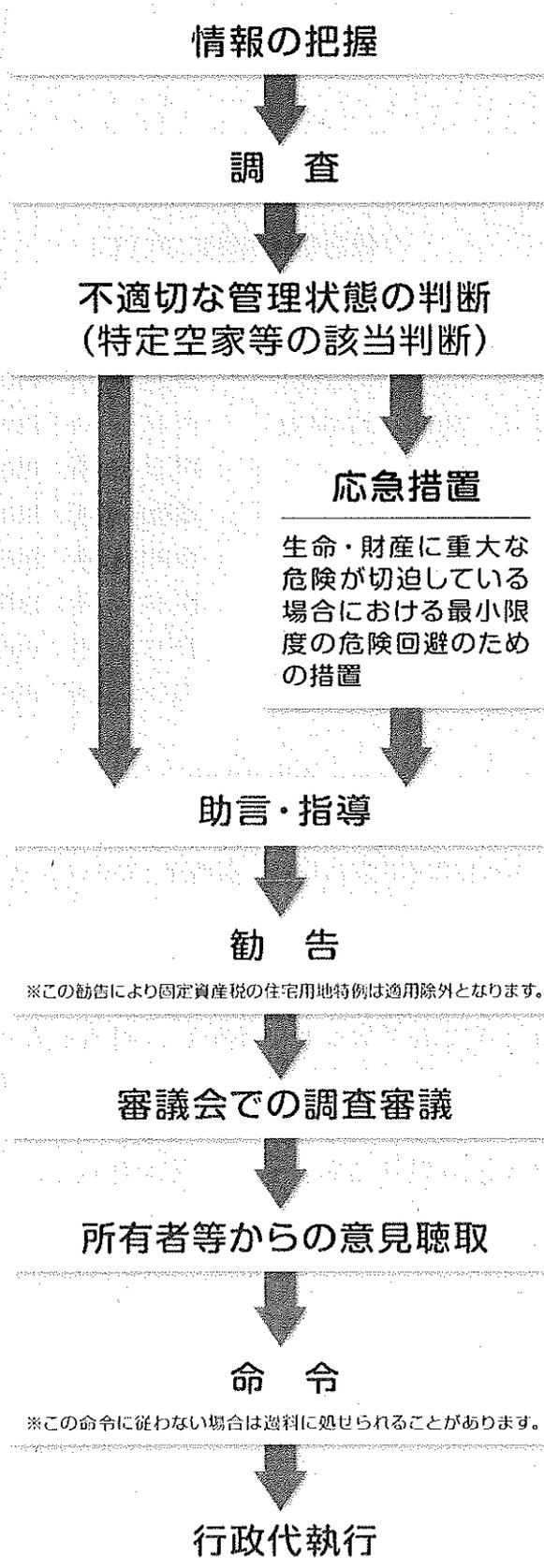
「行政代執行」

「命令」後も命令の措置が履行されない又は履行が不十分な場合に、行政代執行法の規定に基づき、命令の措置を所有者等に代わり行います。行政代執行の費用に関しては、所有者等に請求します。

固定資産税及び都市計画税の住宅用地特例

- ・地方税法及び市税条例による固定資産税と都市計画税の課税標準の特例率
- | | |
|---------|--------------------------|
| 小規模住宅用地 | 住宅用地のうち住宅1戸あたり200㎡までの部分 |
| | 固定資産税 1/6 都市計画税 1/3 |
| 一般住宅用地 | 住宅用地のうち住宅1戸あたり200㎡を超える部分 |
| | 固定資産税 1/3 都市計画税 2/3 |

(参考：管理が不適切な空家等への対応の主な流れ)



(参考・協定締結日及び締結先・平成29年3月末現在)

○平成28年11月22日

・愛知県司法書士会

(主な相談内容)

土地・建物の相続登記、成年後見等に関する事

・愛知県土地家屋調査士会

(主な相談内容)

建物の表題・変更・滅失登記、境界の調査・確認に関する事

○平成28年12月27日

・株式会社愛知銀行

(主な相談内容)

空き家の解体・修繕の費用に関する相談等

跡地の活用相談・事業者の紹介等

○平成29年2月23日

・愛知県弁護士会

(主な相談内容)

空き家の権利関係や相続、管理に関する事

○平成29年3月1日

・株式会社中京銀行及び株式会社大垣共立銀行

(主な相談内容)

空き家の解体・修繕の費用に関する相談等

跡地の活用相談・事業者の紹介等

○平成29年3月30日

・公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会

(主な相談内容)

空き家の総合相談窓口等に関する事 (次ページを参照)

(参考：「空き家総合相談窓口」)



名古屋市



(公社) 愛知県宅地建物取引業協会

「空き家」について、何でもご相談ください！

空き家総合相談窓口

平成29年
5月開設

ご案内

☎ 052-522-2567

- 空き家の売買
- 空き家の管理
- 空き家の解体
- 住宅診断
- 税金・法律関係
- …など

まずはご相談ください！

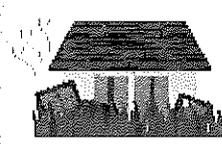
名古屋市と(公社)愛知県宅地建物取引業協会が相互に連携し、空家等の発生の未然防止、空き家の利活用(流通・活用)等に取り組むため、平成29年3月30日に「空家等対策に関する協定」を締結しました。協定締結事業の一環として、空き家の「売買」「管理」「解体」から「住宅診断」「税金・法律関係」など、各種の相談に対応する相談窓口として(公社)愛知県宅地建物取引業協会が「空き家総合相談窓口」を開設しました。

その他にも(公社)愛知県宅地建物取引業協会の協力会員店が地域の見守り人として現地を確認し、庭木・雑草等の除草作業、内部の軽清掃等を行い空き家の所有者等に対して報告書を提出する「空き家管理パック」(費用等はお問合せください)もご案内します。

土日祝日及び(公社)愛知県宅地建物取引業協会の休業日を除いた平日午前9時から正午、午後1時から午後5時までのお時間で、052(522)2567へご連絡ください。



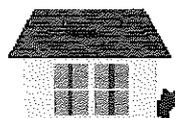
建物の老朽化



景観・衛生環境の悪化

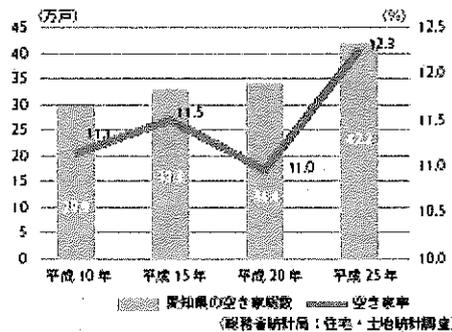


放火による火事・火災



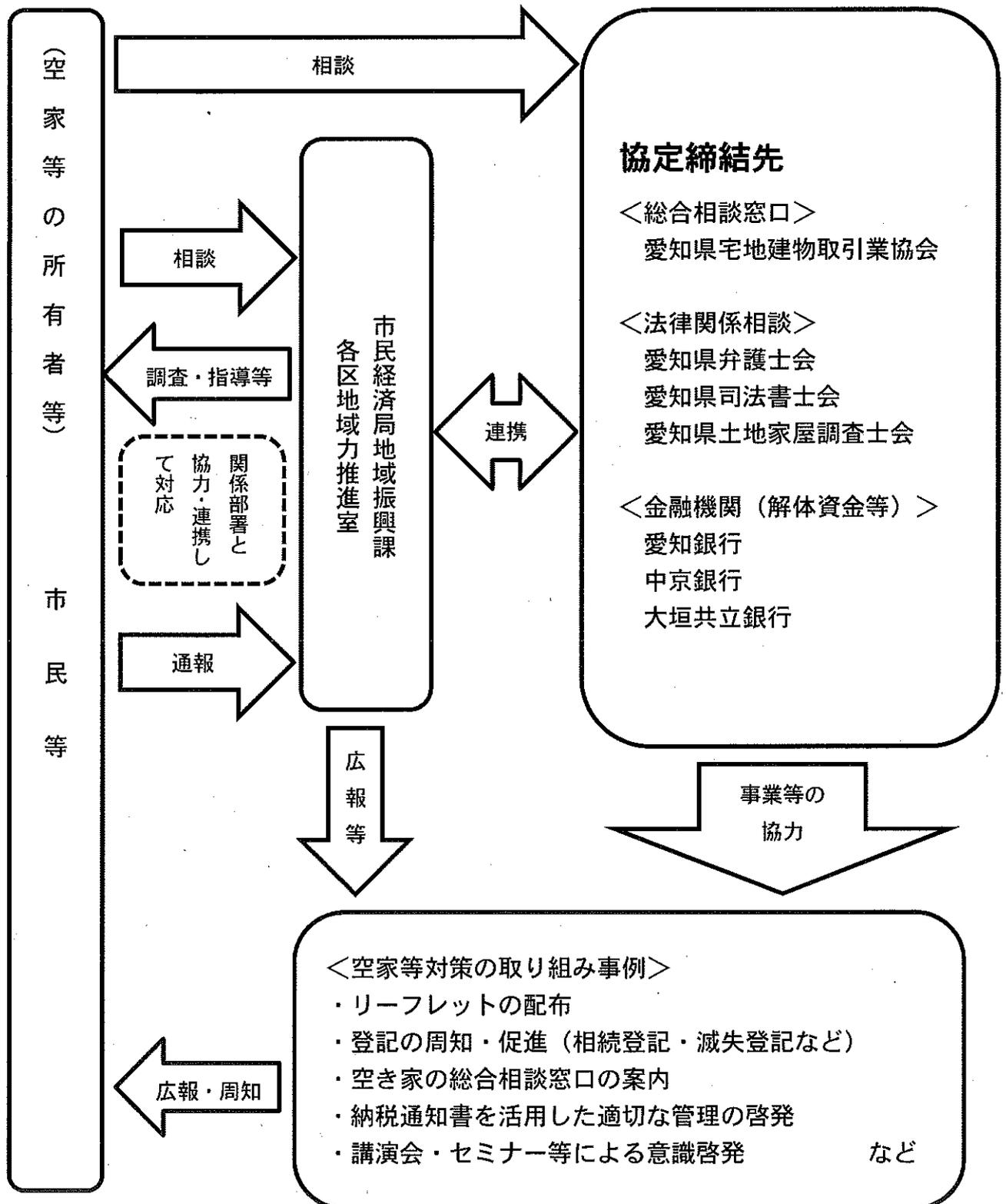
不審者(動物)の侵入

愛知県内の空き家の推移



(参考：相談フロー図)

(協定締結先は平成29年3月末現在)



7 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

(1) 空家等対策に関する関連する部署の役割と連携体制

<予防><適切な管理>

適切に管理されていない空家等は、保安上の危険、衛生上有害となるおそれがあるほか、景観その他様々な面で地域にとって大きな問題となっています。

そのため、これらの空家等への対応については、各区役所や関係部署が協力・連携し、空家特措法・空家条例のほか、建築基準法、火災予防条例、道路法などの関係法令等に基づき、適切な管理がなされるよう取り組んでいきます。

(参考) 関係部署の主な関係分野・法令等

区空家等対策会議(区PT)	主な関係分野	主な所管法令等
市民経済局地域振興課	保安上危険(空家等)	法律・条例
区地域力推進室	立木等の繁茂(景観)	法律(※14条1項まで)
保健所生活環境課	衛生害虫等	ネズミ昆虫等業務実施要綱
環境事業所	ごみ等の投棄・堆積	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
土木事務所	道路の安全確保	道路法
消防署予防課	火災予防	火災予防条例
(住宅都市局監察課)	建築物の保安上危険	建築基準法

(2) 特定空家等対策に関する情報<適切な管理>

特定空家等の所在地や現況、所有者等の氏名や住所など、把握した情報のほか、該当判断・措置などの所有者等への対応記録について、データベース化を行い、その情報を庁内の関係する部署で共有します。

なお、勧告を行った場合は、当該特定空家等に係る土地については、固定資産税や都市計画税のいわゆる住宅用地特例の対象から除外されるため、税務部局に特定空家等への勧告及び勧告解除の情報を提供します。データベースの管理に際しては、個人情報取り扱いに細心の注意を払います。

8 その他

(1) 支援制度等 ※(再掲含む)

○老朽危険空家等除却費補助金(市民経済局地域振興課)

本来、周辺に著しい保安上の危険を及ぼしている空家等であっても、空家特措法や空家条例において、管理については「所有者等の責務」とされています。しかし、除却(解体)費用を用意することが困難な所有者等がいることも考えられるため、国の補助金を活用し、例えば屋根が崩落している、柱・梁の腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険があるものなど、特定空家等のうち周辺に著しい保安上の危険を及ぼしているものについて、除却費の一部を補助することで、所有者等による除却を促します。

○空き家の発生を抑制するための特例措置(市民経済局地域振興課)

国の制度で相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋(耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。)又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除するという制度が、平成28年度より始まっています(平成31年12月31日までの家屋又は土地の譲渡所得が対象)。

特例措置の適用を受けるための必要な書類として、市町村長の印を必要とする「被相続人居住用家屋等確認書」を所有者等が地方自治体に対して申請する必要があり、本市においては、市民経済局地域振興部地域振興課において受付しています。

またその他の国の制度等に関しては、情報が分かり次第、市公式ウェブサイトにて広報・周知します。

○住情報の提供(住宅都市局住宅企画課)

栄市民サービスコーナー「住まいの窓口」では、名古屋市、名古屋市住宅供給公社、愛知県住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構がそれぞれコーナーを設け、住まい・空き家利活用に関する相談や公的賃貸住宅等への入居に関する相談受付や情報提供を行っています。

名古屋市は、「住まいの相談コーナー」を設置し、各種制度・相談窓口の案内や各種専門家団体から派遣された専門相談員による予約制の特別相談(税金、法律、登記・契約・相続、住宅取引、設計、リフォーム及びマンション管理)など、住まい・空き家利活用に関する相談受付や情報提供を行っています。

○住宅の耐震化支援（住宅都市局耐震化支援室）

本市では、安心して住み続けられる住宅の増加を図るため、住宅の耐震診断や、必要に応じて耐震改修を行うように、各種の助成制度を設けているほか、耐震化への意識啓発や情報の提供、相談の実施などを行い、耐震化の促進に取り組んでまいります。

また、空家等対策に関連が想定される施策、例えば、商店街魅力向上事業、高齢者サロンの整備助成制度、障害者グループホームなどの施策について、市公式ウェブサイトを市民の方が見て分かりやすい掲載を検討していきます。

（２）取組目標

ア 特定空家等の件数

<現状値> 平成28年度時点 139件

<目標値> 計画終了年度 100件を下回る

特定空家等の新規で把握している件数が40件程度で推移していますが、単身世帯の増加や少子化・高齢化などにより、今後は新規件数が増加すると予想されます。行政の指導等で解消数を増やすだけでなく、関係団体との協力のもと、「予防」「適切な管理」「利活用」による新規件数の増加も減らしていきます。

イ 空家条例及び空家特措法を「知っている」人の割合

<現状値>

平成27年市政アンケートより

「知っている」 8.7%

「聞いたことはあるが内容は知らない」 42.0%

「知らない」 47.9%

<目標値>

「知っている」 50%以上（計画終了年度）

空家条例・空家特措法をより多くの方が知ること、所有者等による「適切な管理」の浸透、「相談・通報」による空家等の把握に努めます。

ウ 名古屋市と協定先とが相互に連携・協力し、空家等の発生の未然防止、管理の適正化、流通・活用等の空家等に関する対策を推進することを目的とする「空家等対策に関する協定」の締結先の団体数の増加、協力・連携事業数

<現状値> 平成28年度時点 7団体・年2事業

<目標値> 計画終了年度 10団体・年2事業以上

(3) 計画策定の経過

○名古屋市空家等対策審議会

- ・平成28年8月4日 議題 空家等対策計画（骨子）案について
- ・平成29年3月29日 議題 空家等対策計画（中間）案について
- ・平成29年6月27日 議題 空家等対策計画案について

○委員及び臨時委員名簿

氏名	役職等
伊藤 亘	公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会専務理事
井戸田 秀樹	名古屋工業大学大学院工学研究科教授
内山 和美	名東区社会福祉協議会事務局長
奥村 倫子	愛知県司法書士会副会長
小島 篤実	愛知県土地家屋調査士会熱田支部長
神野 英之	名古屋市区政協力委員議長協議会会計
田原 裕之	弁護士（※名古屋市空家等対策審議会 会長）
松山 明	中部大学工学部建築学科准教授
光田 恵	大同大学情報学部総合情報学科教授
宮島 元子	名城大学法務研究科教授、弁護士

（平成29年3月末現在、敬称略、五十音順）

(4) 法律・条例

関係する法律及び条例に関して、次頁以降に掲載します。

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法
- ・名古屋市空家等対策の推進に関する条例
- ・名古屋市空家等対策審議会条例

空家等対策の推進に関する特別措置法

平成26年11月27日

法律第127号

(目的)

第1条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第10条第2項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第4条 市町村は、第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第5条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置（第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第8条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家

等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第10条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第11条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第13条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第12条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものと

する。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第13条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第14条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第3項の規定による命令については、行政手続法（平成5年法律第88号）

第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第15条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

- 第16条 第14条第3項の規定による市町村長の命令に違反した者は、50万円以下の過料に処する。
- 2 第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第9条第2項から第5項まで、第14条及び第16条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

- 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

名古屋市空家等対策の推進に関する条例

平成26年3月28日

条例第35号

改正 平成27年条例第69号

(目的)

第1条 この条例は、適切な管理が行われていない空家等が防災、防犯、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、空家等に関する対策の推進について、所有者等及び市の責務を明らかにするとともに、市民等による情報の提供、対策計画、調査、情報の収集、措置、活用、未然防止等に関し必要な事項を定め、もって地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空家等の活用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「空家等」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。

2 この条例において「特定空家等」とは、法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

2 市は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(市民等による情報の提供)

第5条 市民等（市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。）は、特定空家等があると認めるときは、市にその情報を提

供することができる。

- 2 市長は、前項の規定により提供された情報について、適正に管理しなければならない。

(空家等に関する対策計画)

第6条 市長は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等に関する対策計画」という。）を定めることができる。

- 2 市長は、空家等に関する対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 3 市長は、空家等に関する対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、地域住民、学識経験者その他の市長が必要と認める者の意見を聴くことができる。

(調査)

第7条 市長は、法第9条第1項及び第2項の規定による調査のほか、空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

(情報の収集)

第8条 市長は、前条に規定する調査を行うに当たっては、空家等の所有者等の特定に資する情報を有すると思われる者からの報告の聴取、実地調査、登記簿に関する調査、近隣住民への協力要請、市の保有する各種情報の利用その他の空家等の所有者等を把握するために必要な措置を講じなければならない。

(特定空家等に対する措置)

第9条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、法第14条第1項から第3項までの規定による措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、法第14条第3項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、名古屋市空家等対策審議会条例（平成26年名古屋市条例第50号）第1条の規定に基づき設置する名古屋市空家等対策審議会の意見を聴かなければならない。

(応急措置)

第10条 市長は、特定空家等について、人の生命、身体又は財産に重大な損害

を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避するため必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該特定空家等の所有者等から徴収することができる。

(空家等の活用)

第11条 市長は、空家等及び空家等の跡地について、市民、事業者等と連携し、所有者等への情報の提供、これらの活用のために必要な支援又は対策その他の活用に関する措置を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等の未然防止)

第12条 市長は、特定空家等の発生を未然に防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第13条 市長は、法及びこの条例の施行のため必要があると認めるときは、国、県等の関係機関に対し、必要な情報を提供し、協力を求めることができる。

(体制の整備)

第14条 市は、空家等に関する対策を実施するために必要な体制を整備しなければならない。

(財政上の措置)

第15条 市は、空家等に関する対策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告及び公表)

第16条 市長は、毎年度、本市の空家等に関する対策の実施状況等を取りまとめ、その概要を市会に報告するとともに、公表するものとする。

(委任)

第17条 法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第5条、第6条、第7条第2項から第5項まで及び第9条から第13条（現第12条）までの規定

は、平成26年7月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成27年条例第69号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年11月1日から施行する。
(名古屋市空家等対策審議会条例の一部改正)
- 2 名古屋市空家等対策審議会条例(平成26年名古屋市条例第50号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

名古屋市空家等対策審議会条例

平成26年7月18日

条例第50号

改正 平成27年条例第69号

(設置)

第1条 本市に市長の附属機関として、名古屋市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項に規定する措置命令に関すること。

(2) その他空家等対策の推進に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者又は関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、後任者が委嘱され、又は任命されるまでの間は、その職務を行うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、地域住民、学識経験者又は市長が特に必要と認める者のうちから調査審議事項を明示して市長が委嘱する。

2 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるもの

とする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長がこれを招集し、会長はその議長となる。

- 2 審議会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民経済局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成27年条例第69号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年11月1日から施行する。